

平成30年12月

臨時会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

平成30年12月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会

日 時 平成30年12月6日(木) 午後3時38分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター 2階会議室1

議事日程

(新議員の紹介)

第1. 議席の指定

第2. 会期の決定

第3. 会議録署名議員の指名

第4. 議案第11号 高幡広域市町村圏事務組合立大野見青年の家の設置及び管理条例を廃止する条例について

議案第12号 高幡広域市町村圏事務組合負担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第13号 高幡広域市町村圏事務組合と佐川町の町税等の滞納整理に関する事務の受託に関する規約の一部変更について

議案第14号 高幡広域市町村圏事務組合と越知町の町税等の滞納整理に関する事務の受託に関する規約の一部変更について

議案第15号 高幡広域市町村圏事務組合と土佐市の市税等の滞納整理に関する事務の受託に関する規約の一部変更について

議案第16号 高幡広域市町村圏事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例について

議案第17号 須崎斎場の指定管理者の指定について

出席議員	1番	大崎 宏明	6番	中城 重則
	2番	横畠 浩治	7番	土釜 清
	3番	森 武士	8番	吉田 尚人
	4番	酒井 祥成	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大崎 公孝

執行機関出席者	管理者	楠瀬 耕作
	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	中谷 卓也

事務局出席者	管理局长	柴野 博行
	事務局長	辻本 加生里
	係長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

午後 3 時 3 8 分 開議

◎議長（中城 重則 君）

定刻となりましたので、ただ今から会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成 30 年 12 月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく、当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。

去る 11 月 4 日に行われました須崎市議会議員選挙において当選され、11 月 19 日に開催されました須崎市議会で議長に選任されました大崎宏明君をご紹介させていただきます。ご挨拶を。

◎1 番（大崎 宏明 君）

はい。皆さんこんにちは。須崎市議会議長の大崎宏明と申します。このたび 11 月 4 日の一般選挙として、11 月 19 日の議会におきまして議長に就任しました。私もこのたびこういった会議は初めての参加でございますので、なにぶん至らないところもあるかと思いますが、どうかよろしくをお願いします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

次に、本年 7 月議会におきまして、四万十町中尾町長が副管理者となられましたので、組合規約第 5 条の規定によりまして議員となられました、四万十町副町長森武士君を紹介させていただきます。

◎3 番（森 武士 君）

はい。四万十町副町長の森武士と申します。来年 2 月からは高知県の体験型観光も始まってきますので、5 市町がしっかり連携できるように議員として頑張っていきたいと思っております。どうかよろしくをお願いします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

日程第 1、議席の指定を行います。ただ今ご紹介いたしました、大崎宏明君の議席を 1 番議席に、森武士君の議席を 3 番議席に指定いたします。

次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第62条の規定によりまして、5番池田洋光君、7番土釜清君を指名いたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、議案第11号から議案第17号を一括議題といたします。提案趣旨の説明を求めます。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

楠瀬管理者。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

本日、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。また、先般ご紹介のありました、大崎宏明議員、森武士議員におかれましては、ご就任、心からお喜び申し上げますとともに、市町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導をいただきますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

さて、本議会に提出いたしております議案につきましては、構成市町の9月議会でご審議、議決をいただきました「大野見青年の家」の譲渡に付随する条例の廃止と改正、そして租税債権管理機構の委託事務の範囲の変更によります条例改正、そして須崎斎場の指定管理に係る議決事項と全7議案を上程しております。

詳細につきましては、事務局から御説明申し上げますが、須崎斎場の指定管理者の指定につきましては、年度当初より指定管理者の選定に向けて取り組んでおりましたところ、引き続き現在の管理者であります株式会社五輪が選定候補者となりましたので、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、本議会にご提案しております議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経まして、ご提案しておりますが、議員の皆様のご審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（辻本 加生里 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

辻本事務局長。

◎事務局長（辻本 加生里 君）

では、順次ご説明いたします。議案第11号「高幡広域市町村圏事務組合立大野見青年の家の設置及び管理条例を廃止する条例について」。こちらは当組合の所有しております大野見青年の家を平成31年4月から中土佐町に譲渡するということで、設置管理条例を廃止するものです。

これにつきましては、構成市町の9月議会で議決後、県へ許可申請を提出しておりましたところ10月16日付けで県の許可がおりましたので、正式に手続きの方が終了いたしまして、組合の規約の共同処理する事務の中から「大野見青年の家の運営に関する事務」を削除し、規約変更を行い、告示をしたところです。

次に議案第12号「高幡広域市町村圏事務組合負担金徴収条例の一部を改正する条例について」。こちらも大野見青年の家の譲渡に伴いまして、別表第1の「大野見青年の家関係の負担金割合」の行を削除しまして、条例の一部改正を行うものです。

◎議長（中城 重則 君）

続きまして、議案第13号から16号まで、柴野管理局長。

◎管理局長（柴野 博行 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

管理局長。

◎管理局長（柴野 博行 君）

議案書5ページの議案第13号についてご説明いたします。概要は租税債権管理機構へ委託により参加しております市町との規約の内容を一部変更するもので、受託する債権に税以外の地方自治法に基づく債権を加えるものであります。

構成5市町では9月議会におきまして、このことに関する組合規約の変更議案の議決をいただき、県からも10月中旬に規約変更の認可をもらったところであります。

議案第13号は佐川町との委託規約の変更ですが、内容は6ページをご覧ください。アンダーラインが変更部分ですが、右の改正後の欄で、3行目の、個人県民税の次に地方自治法に基づく債権及び附帯債権を加え、これらの表現を「滞納税等」と簡素化したことなどです。実際は保育料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道債権など、差し押さえできる債権を対象としておりますが、将来的には貸付金や住宅家賃などの公債権も受託可能となる場合を想定しまして、「地方自治法の規定に基づく債権」といたしております。県に確認しましたところ、組合と市町との議案議決は時期的にどちらが先でも良いらしくて、3市町とも12月議会で同様の議案を上程し議決を受ける予定であります。なお、県への手続きは組合でなくて、各市町がそれぞれ行う

こととなっており、年明けには終了して、31年度からは受け入れ可能となる予定でございます。

議案第14号は越知町との、議案第15号は土佐市との委託規約内容変更でございますが、佐川町と内容は同じでございますので説明は省略させていただきます。

また、議案書11ページの議案第16号は規約変更に伴います、滞納整理条例の改正と一部文言の改正であります。概要は規約変更に伴います改正は、12ページの新旧対照表、改正後の右欄ですけれども、第3条の(4)に「地方自治法の規定に基づく債権」を加えたこと及びそれに関連する部分の改正ならびに条例中の市町村税等を滞納税等に改めるものであります。市町村につきましては、市町のみとなりました平成18年度に改正すべきでありましたが、抜かっておりましたので、今回併せて改正するものでございます。機構に関する議案につきましては以上でございます。

◎議長（中城 重則 君）

議案第17号を、辻本事務局長お願いします。

◎事務局長（辻本 加生里 君）

はい。議案第17号「須崎斎場の指定管理者の指定について」ですが、現在5年間で指定管理を委託しております株式会社五輪との契約が来年3月31日をもって終了するため、来年度からの新たな指定管理者を公募しておりましたところ、五輪一社から応募がありまして、選定委員会による審査の結果、指定管理候補者に決定しました。株式会社五輪につきましては、富山県に本社のある会社で、全国で260カ所の斎場の受託をしております。須崎斎場の指定管理者としましても、委託期間を含めて19年の実績があり、今後も安全で効果的な管理運営が期待できるものとしまして、引き続き候補者として選定されましたので、地方自治法に基づき、今回議会の議決を求めるものです。以上です。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第11号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第11号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第12号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。

これより議案第14号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第15号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第16号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第16号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第17号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第17号の採決を行います。

本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

管理者から挨拶があります。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

議長。

◎議長(中城 重則 君)

楠瀬管理者。

◎管理者(楠瀬 耕作 君)

閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本日、ご提案申し上げました議案につきましては、それぞれご審議をいただき、適切にご決定を賜り、ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

日増しに寒くなってまいりました。なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

◎議長(中城 重則 君)

どうもありがとうございました。

これをもって、平成30年12月高幡広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会をいたします。

(ありがとうございました)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員